

広情個審第81号

令和5年3月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年11月10日付け広人人第149号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第80号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和4年11月10日付け広人人第149号の諮問事案（諮問第80号事案）

令和4年7月25日付けの保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が行った、同年8月25日付け広島市指令人人第8号の保有個人情報不利用停止決定（以下「本件不利用停止決定」という。）に対する同年9月2日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不利用停止決定を取り消し、個人情報の所持及び提供を受けることをやめ、この個人情報（広島市副市長宛ての手紙）を、広島市副市長小池信之氏へ提供することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 今回の個人情報の内容である広島市副市長宛ての手紙の封筒には、「この手紙は広島市副市長小池信之様以外に見られたくありません」と記載しているにもかかわらず、秘書課が開封、内容を読んだ上、請求人の同意を得ずに、人事課へ提供したものである。

また、この手紙の内容には、人事課へ、この手紙を提供しないよう記載している。このことから、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に違反しており、違法である。

個人情報取扱停止請求（個人情報提供停止を含む）をしたにもかかわらず、人事課が所持及び提供を受けることをやめない決定をしたことは、請求人に不利益を与える処分行為であり、容認できないため、審査請求を求める。

イ 人事課は、本件不利用停止決定の通知書（以下「保有個人情報不利用停止決定通知書」という。）の中で、広島市副市長宛ての「私信」については副市長に提供するとした上で、今回の広島市副市長宛ての手紙が「私信」ではないとしているが、事実を誤認している。「私信」とは、「a 個人としての手紙、私用の手紙 b 秘密の知らせ」、であり、今回の広島市副市長宛ての手紙はbに該当する秘密の知らせである。「この手紙は広島市副市長小池信之様以外に見られたくありません

ん」と記載しており、内容についても、人事課がおかしな対応をしているというもので、人事課へ提供しないよう求めている。これは、特に人事課に対しては秘密にする内容であることは、明白である。このため、本件広島市副市長宛ての手紙を「私信」(秘密の知らせ)として広島市副市長に提供することを求め、「私信」ではないとして、副市長への提供はしないという処分の撤回を求めて審査請求する。

ウ 人事課は条例第8条第1項第6号の規定、実施機関に提供するのに相当の理由があるに該当すると主張すると思われるが、今回の件は、条例第8条第2項の利用目的以外のために利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならないに抵触していると考ええる。

広島市の現在の対応は、副市長や市長宛てにきた手紙であっても、副市長や市長の私信以外はどんな内容でも副市長や市長は一切読まないし、副市長や市長への提供はされないことになっている。内容に対応する課に渡される、その課に渡さないよう書いても事務手続をそう決めているので、対応する課に渡す。本人の渡さないようにという申立ては一切認めない。(秘書課・市民相談センターにて確認済み)

エ 今回の手紙では、人事課の不当性を訴えているにもかかわらず、人事課へ渡すというのは、私の権利侵害も甚だしい。相当な理由があるとは思えない。

オ どういう場合に個人の権利利益を不当に侵害していることになるのか。今回の私の副市長宛ての手紙が、副市長に提供されず、渡さないように言っている人事課へ、提供されることが、個人の権利利益を不当に侵害していることにならないのであれば、いったいどういった場合に個人の権利利益を不当に侵害していることになるのか、具体的な基準を明らかにしてもらいたい。

今回の件について、以下の対応を求める。

- ・ 人事課は今回の手紙の扱いを取り消すよう求める。
- ・ 取消しということであれば、民法第121条の規定により原状回復を求める。
具体的には、人事課にある手紙を副市長に提供するよう求める。
- ・ また、人事課からは「あなたにお答えすることはありません」との回答をもらっているが、この回答の取消しを求める(取消通知を出す)。
念のため言うておくが、回答を出したこと自体を取り消すということであり、「あなたにお答えすることはありません」という考えを取り消すよう言っているのではない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

請求人は、人事課が保有している手紙について保有個人情報利用停止請求をし、それに対して市長が行った本件不利用停止決定について本件審査請求をしているが、次のとおり、その主張は失当であり、本件不利用停止決定に違法又は不当な事由は認められず、本件審査請求は理由がないので、速やかに棄却されるべきである。

(1) 保有個人情報不利用停止決定について

- ア 副市長宛ての親展文書は、広島市事務分掌条例（昭和42年広島市条例第35号。以下「事務分掌条例」という。）及び広島市事務組織規則（昭和37年広島市規則第10号。以下「事務組織規則」という。）の規定に基づき当該事務を分掌する所管課において対応しており、職員の服務に関することであれば、人事課に転送される（事務分掌条例第2条及び事務組織規則第6条第15項）。
- イ 本件手紙は、その内容が広島市服務監理委員会の委員長としての見解を問うものであるところ、同委員会の庶務は、広島市服務監理委員会規程第7条の規定により人事課において処理することとなっているため、秘書課が人事課へ転送し、人事課が入手した。
- ウ したがって、人事課は、条例等に基づく分掌事務を遂行するためという正当な目的で本件手紙を入手し、保有している。また、人事課においては、本件手紙に対し、令和4年3月22日付けで回答するなど、適切な対応を行っており、利用目的以外の目的のために本件手紙を利用した事実はなく、請求人が利用停止の理由としている条例第8条に規定されている違反は認められない。
- エ なお、請求人は、本件手紙に、人事課へこの手紙を提供しないよう記載しており、「私信」として副市長に提供すべきと主張しているが、本件手紙の内容は、人事課が所管する広島市服務監理委員会の委員長としての見解を問うものであることから、「私信」と解することはできない。
- オ 以上のことから、請求人の利用停止請求には理由がなく、条例第30条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならないときには該当しない。

(2) 手紙を副市長に提供することについて

- 請求人は、本件審査請求において、本件手紙を副市長へ提供すること及び副市長へ提供しないという処分を撤回を求めているが、次のとおり、こうした行為の履行は、本件審査請求の対象とはならないため不適法であり、当該項目は、速やかに却下されるべきである。
- ア 本件審査請求の対象となる処分は、請求人が行った条例第28条第1項の規定に基づく利用停止請求に対する決定処分である。また、同項に定める利用停止請求は、開示を受けた自己に関する保有個人情報を対象とし、当該保有個人情報について、利用の停止若しくは消去又は提供の停止という措置を求めるものである。
- イ 本件不利用停止決定は、同項に定める利用停止請求に対する決定処分であり、利用の停止若しくは消去又は提供の停止という措置を行うか否かを決定するものである。本件手紙を副市長へ提供するか否かは保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止とは全く関係のない事柄であり、本件審査請求の対象となる不利用停止決定に請求人が主張する行為の履行は含まれないことは明らかである。
- ウ なお、請求人に対し、本件手紙を副市長へ提供しないという何らかの処分を行った事実はない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第28条第1項の規定について

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（中略）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と定め、同項第1号は、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」は「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を、条例第28条第1項第2号は、「第8条第1項の規定に違反して提供されているとき」は「当該保有個人情報の提供の停止」を請求できると規定している。

(2) 条例第5条第1項及び第2項の規定について

条例第5条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない。」と定め、同条第2項は、「実施機関は、前項の規定により明確にされた利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

(3) 条例第8条第1項の規定について

条例第8条第1項は、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（中略）を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と定めているが、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として、次のア～キのいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することを認めている。

ア 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。（第1号）

イ 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。（第2号）

ウ 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。（第3号）

エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。（第4号）

オ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。（第5号）

カ 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等（中略）に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。（第6号）

キ 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。（第7号）

(4) 条例第30条の規定について

条例第30条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と定め、同条ただし書は、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(5) 本件利用停止請求の対象となる保有個人情報について

本件利用停止請求の対象となる保有個人情報は、令和4年6月27日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年7月12日付け広島市指令人人第6号で開示決定した、請求人から同年3月9日付けで広島市服務監理委員会の委員長である小池信之副市長宛てに提出された手紙（以下「本件手紙」という。）である。

なお、本件手紙は、実施機関の説明によると、広島市企画総務局秘書課（以下「秘書課」という。）で受領され、及び開封された上で、秘書課から広島市企画総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）に転送され、現在、人事課において保有されている。したがって、秘書課においては、転送簿のみを保有している。

(6) 本件不利用停止決定について

ア 本件手紙を秘書課から人事課に転送し、その手紙を人事課が保有していることについて

(ア) 請求人は、本件手紙の封筒には、「この手紙は広島市副市長小池信之様以外に見られたくありません」と記載し本件手紙の内容には人事課へこの手紙を提供しないよう記載しているにもかかわらず、秘書課において開封され、秘書課から人事課が本件手紙の提供を受け、保持していることに異議を唱える。

(イ) しかしながら、本件手紙は、広島市服務監理委員会の委員長である広島市副市長宛てに提出されたものであり、提出先も個人の住所地ではなく、広島市役所であることから、一個人に対して提出されたものとはいえ、広島市副市長たる職位に対して提出されたものである以上、その取扱いは、広島市の内部の規律による。

(ウ) 広島市副市長宛ての親展文書は、事務分掌条例及び事務組織規則の規定に基づき当該事務を分掌する所管課において対応するという実施機関の説明に、特段、不合理な点は認められない。

(エ) 当審査会が見分したところ、本件手紙の内容は、広島市職員の服務に関して広島市服務監理委員会の委員長である広島市副市長の見解を問うものであり、広島市においては、同委員会の庶務を人事課が処理するものとなっており同課においてその対応を行うこととなっていることが確認された。

(オ) よって、人事課が秘書課より本件手紙の提供を受け、保有することに条例に違反するところは認められない。

イ 本件不利用停止決定の適法性について

(ア) 条例第30条は、保有個人情報利用停止請求があった場合の利用停止について、「当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と定めるところ、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第28条第1項各号に規定されている違反が認められるときと解される。

(イ) しかしながら、アの(エ)のとおり、人事課は、本件手紙を同課の所管である広島市サービス監視委員会の庶務を処理するという正当な目的で保有しており、条例第28条第1項各号に規定する違反があるとはいえず、本件利用停止請求に理由があるとは認められないことから、実施機関が本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

(7) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 1 . 1 0	広人人第 1 4 9 号の諮問を受理 (諮問第 8 0 号で受理)
R 4 . 1 2 . 9 (第 1 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議
R 5 . 1 . 1 3 (第 2 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議
R 5 . 2 . 1 0 (第 3 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議
R 5 . 3 . 1 0 (第 4 回 審 査 会)	第 1 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士